

# 入院の際には限度額適用認定証を提示しましょう

窓口負担が軽減されます

七十歳未満の組合員または被扶養者の方が入院する際には、窓口負担の軽減を図るため、共済組合から限度額適用認定証の交付を受け、医療機関（県内・県外を問いません）の窓口に提示してください。

## ① 限度額適用認定証を提示した場合

窓口で支払う額が、医療費の三割（小学校就学前二割）のうち、高額療養費を除いた額となります。

## ② 限度額適用認定証を提示しない場合

医療費の三割（小学校就学前二割）を窓口で支払い、おおよそ三ヵ月後に共済組合から高額療養費分が組合員の口座へ送金されます。

下図の例では、①、②のいずれの場合も最終的な自己負担額は二万五千三十円となりますが、①は窓口での支払い額を大きく軽減できます。

### 医療費総額100万円：負担割合3割：適用区分・Bの場合

#### ② 限度額適用認定証を提示しない場合

窓口負担額

30万円になります。



#### ① 限度額適用認定証を提示した場合

窓口負担額  
(限度額)

87,430円になります。



提示により  
窓口支払額  
約21万円軽減

診療報酬明細書(レセプト)が到着してから  
高額療養費 212,570円 及び  
一部負担金払戻金 62,400円 を組合員へ送金

診療報酬明細書(レセプト)が到着してから  
高額療養費 212,570円 を医療機関へ送金  
一部負担金払戻金 62,400円 を組合員へ送金

最終的な自己負担額 **25,030円**

同 額

最終的な自己負担額 **25,030円**

※適用区分は給料月額で決定します。

給料月額	適用区分	所得区分	限度額計算方法
424,000円以上	A	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
424,000円未満	B	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%

## 限度額適用認定証が 使えない診療

次の場合は使用することができませんのでご注意ください。

- ・交通事故等の第三者加害行為による入院
- ・医療福祉制度（マル福）該当者の入院（ただし、県外で入院する場合は使用できません。）

## 限度額について

月単位での限度額となります。限度額の計算では、食事負担額や差額ベッド代等は医療費に含まれないため、限度額とは別に支払いが必要となります。

## 限度額適用認定証の 申請先は？

「限度額適用認定申請書」が、共済事務担当課に備え付けてありますので、共済事務担当課を通して申請してください。

任意継続組合員の方は、共済組合保険課にご連絡いただければ直接申請書を送付します。

## 【お問い合わせ先】

共済組合 保険課  
電話 〇二九—三〇一—四三三